



税金

納税

市税等納期限一覧

問 債権管理課

TEL 34-6619 FAX 31-4489 (南庁舎2階)

納期限	市県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月末		1期	納期限は5月末日			
5月末						
6月末	1期			1期		1期
7月末		2期		2期	1期	2期
8月末	2期			3期	2期	3期
9月末				4期	3期	4期
10月末	3期			5期	4期	5期
11月末				6期	5期	6期
12月末		3期		7期	6期	7期
1月末	4期			8期	7期	8期
2月末		4期		9期	8期	
3月末				10期	9期	

※12月は25日が納期限。各納期限が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります

◎納付場所 次の市指定金融機関など(本店とすべての支店)【令和7年4月1日現在】

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合、東海労働金庫、あいち豊田農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局(愛知、岐阜、三重、静岡)、豊田市役所内指定金融機関窓口、全国のコンビニエンスストア

- 納付書に二次元コードがある場合、全国の対応金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。
- 市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、各支所・出張所、駅西口サービスセンター(T-FACE A館7階)でも納付できます。
- 市役所内指定金融機関窓口では、市税・保険料については午前9時～午後4時まで納付できます。

口座振替をご利用ください

問 債権管理課 TEL 34-6852 FAX 31-4489

口座振替とは指定された預貯金口座から自動的に市税などに振り替えて納める制度です。

毎月15日までに申し込むと翌月末の納期限のものから振替が始まります。



◎申込み方法

- ①ウェブサイト
- ②スマートフォンアプリ
- ③預貯金通帳とその届出印、及び納税(入)通知書が領収書を持って市指定金融機関かゆうちょ銀行・郵便局へ(郵送専用申込書での申込みも可能)。

地方税お支払サイトによる納付方法

問 債権管理課 TEL 34-6852 FAX 31-4489

地方税お支払サイトから市税を納付することができます。



◎対象

市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

◎利用できる決済手段

クレジットカード、ペイジー、インターネットバンキング等

◎利用にあたって

対応しているクレジットカードブランド、スマートフォン決済アプリ、金融機関等については地方税共同機構のホームページをご覧ください。

スマートフォン決済アプリによる納付方法

問 債権管理課 TEL 34-6852 FAX 31-4489

スマートフォン決済アプリで市税・保険料等を納付することができます。



◎対象

市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)等

◎利用にあたって

納付書に二次元コードかバーコードが記載されている場合に利用することができます。アプリによって導入及び支払いの手順が異なります。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

延滞金について

問 債権管理課 TEL 34-6852 FAX 31-4489

納期限を過ぎた場合には、延滞金が加算される場合がありますので、期限内納付をお願いします。

市税の減免、納税猶予

納税義務者それぞれの状況に応じて、市税の減免や納税が猶予となる場合があります。

》個人市民税

問 市民税課 TEL 34-6617 FAX 31-4488

天災その他特別の事情がある場合、生活保護を受けている場合、所得がなく生活が困難な場合など

》固定資産税

問 資産税課 TEL 34-6618 FAX 31-8969

生活保護を受けている場合、災害などに遭った場合、ひとり親、障がいのある人で、一定の基準に該当する場合

》軽自動車税(種別割)

問 市民税課 TEL 34-6877 FAX 31-4488

身体障がい者手帳等の交付を受け、一定基準に該当する人が所有する場合など

》納税猶予

問 債権管理課 TEL 34-6619 FAX 31-4489

本人や親族の病気やケガ、災害や盗難などにより納期限までに納税できない場合

豊田市版環境減税

問 資産税課 TEL ①34-6983、②34-6613 FAX 31-8969

問 市民税課 TEL ③34-6877 FAX 31-4488

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の脱炭素化の推進に寄与する、一定基準を満たす対象資産(①スマートハウス、②再生可能エネルギー発電設備、③電気軽自動車等)を取得された場合は、固定資産税や軽自動車税(種別割)の減免対象になる場合があります。



税
金



市税に関する証明書・閲覧

問 市民課

TEL 34-6625

FAX 34-6191 (南庁舎1階)

市税に関する証明書の交付及び閲覧は、市役所市民課、支所、出張所、駅西口サービスセンターで行っています。
(注) 西部コミュニティセンターにおいて、証明書交付及び閲覧業務はお取り扱いしておりません。

◎証明・閲覧の種類等

(★印は委任状を要します。●印は取扱いができるものを示します。手数料は1枚又は1件につきです。)

証明書・閲覧の種類	主な使用目的	本庁	支所・出張所	駅西口	手数料
所得課税証明書(注1)(注2)	★ 融資、住宅の入居、年金手続	●	●	●	200円
	★ 保育園入園、福祉医療等手当等の申請	●	●	●	無料
事業証明書(注3)	車の登録、農地転用	●	●	—	200円
納税証明書(注1)	★ 融資、保証人、指名願い(入札)	●	●	●	200円
	軽自動車継続検査(車検)	●	●	●	無料
土地証明書(車庫証明用)	★ 自動車の車庫証明用	●	●	●	200円
登録事項証明書(評価額証明書)(注1)	★ 融資、登記、相続税・贈与税の申告	●	●	●	200円
公課証明書	★ 競売の申し立て、税金の精算	●	—	—	200円
家屋証明書(建築確認用)	★ 建築確認	●	●	●	200円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	●	—	—	1,000円
登録事項閲覧(注1)	★ 土地家屋の税額確認、確定申告	●	●	●	150円
償却資産課税台帳登録事項証明書	★ 融資	●	—	—	200円
償却資産課税台帳登録事項閲覧	★ 資産確認、確定申告	●	—	—	150円
評価額通知書(注4)	★ 登記	●	●(注5)	—	無料

(注1) これらの証明書は、電子申請でも取得可能です。詳しくは市ホームページを御覧ください。

(注2) 所得課税証明書はコンビニ交付で取得可能です。(1通100円。窓口で取得するよりも100円お得です。)詳しくは市ホームページを御覧ください。

(注3) 法人の事業証明は市民課及び支所・出張所で、個人の事業証明は本庁の市民税課で発行します。

ただし、個人の事業証明についても支所・出張所で発行できる場合がありますので、詳しくは市民税課にお問い合わせください。

(注4) 交付できるのは、非課税の土地等及び地目変更登記のために評価額算出が必要な土地等に限りです。

(注5) 旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所でのみ取扱い

◎交付申請に必要なもの

- 本人及び同居の親族(市内同一世帯)…本人確認書類、手数料
- 代理人(★印の証明)…本人確認書類、委任状(署名・押印のあるもの。法人の場合は社印)、手数料
※法人の場合、法人の代表者による申請でも、社印が必要です。

チェックポイント! 市税ガイド:市税を分かりやすく紹介した冊子です。市民税課や市政情報コーナーで配布しています。

税金などについて詳しく知りたい時は

税	内容	問合せ
市税	市税の納付に関する事(国民健康保険税を含む) 市税の口座振替・過誤納金に関する事	債権管理課 TEL 34-6619 FAX 31-4489
	市税の証明・閲覧に関する事	市民課 TEL 34-6625 FAX 34-6191
	個人市・県民税に関する事 法人市民税に関する事 軽自動車税(種別割)に関する事 市たばこ税・鉱産税・入湯税に関する事 事業所税に関する事 固定資産評価審査委員会に関する事	市民税課 軽自動車税(種別割)の事 TEL 34-6877 そのほか TEL 34-6617 FAX 31-4488
	固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税に関する事	資産税課 土地の事 TEL 34-6987 家屋の事 TEL 34-6983 償却資産の事 TEL 34-6613 名義・送付先の事 TEL 34-6618 FAX 31-8969
	国民健康保険税に関する事	国保年金課 TEL 34-6637 FAX 34-6007
	後期高齢者医療保険料に関する事 ※ただし、保険料の納付に関する事は介護保険課	福祉医療課 TEL 34-6959 FAX 34-6732
	介護保険料に関する事 後期高齢者医療保険料の納付に関する事	介護保険課 TEL 34-6634 FAX 34-6034
国税	国民年金保険料の納付に関する事	豊田年金事務所 TEL 33-1123 FAX 33-1211
	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関する事	豊田税務署 TEL 35-7777
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関する事	豊田加茂県税事務所 TEL 32-3383